

平成 2 9 年 度 第 2 回

## 八王子市スポーツ推進審議会会議録

日 時 平成 3 0 年 1 月 2 6 日 (金) 午後 3 時 3 0 分  
場 所 東京婦人補導院・八王子少年鑑別所  
甲の原体育館 会議室

## 第2回スポーツ推進審議会日程

- 1 日 時 平成30年1月26日(金) 午後3時30分
- 2 場 所 東京婦人補導院・八王子少年鑑別所  
甲の原体育館 会議室
- 3 議 題  
東京婦人補導院・八王子少年鑑別所移転後用地の活用について・・・別紙1
- 4 その他  
(1) 富士森公園陸上競技場施設整備計画について・・・・・・・・・・別紙2  
(2) 市制100周年記念事業 ビジョンフォーラム『スポーツ推進フォーラム』  
の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3
- 5 閉 会

---

### 八王子市スポーツ推進審議会委員

市内スポーツ関係	姥 貝 莊 一
	澤 本 則 男
	塩 澤 迪 夫
	鈴 木 紀 幸
	平 岡 孝 子
	藤 木 寿 勝
障害者スポーツ	佐 藤 仁
学校体育関係者	高 田 浩
学 識 経 験	梅 澤 秋 久
	作 野 誠 一

公 募 榑 原 あつ子

事 務 局 瀬 尾 和 子  
坂 口 崇 文  
佐 藤 晴 久  
伊 藤 雅 佳  
白 石 利 和  
青 木 英 之  
石 森 崇 司  
橋 本 宏 子

【午後4時25分開会】

○梅澤会長　こんばんは。ただいまから、第2回八王子市スポーツ推進審議会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は10名です。前原委員、大越委員、鴨川委員からは欠席の連絡がございました。なお、榊原委員は遅参の連絡が入っております。

条例第5条第2項の規定による定足数（委員の過半数）に達しておりますので、本審議会は有効に成立しております。

さて、本日の進行は、お手元に配付の次第のとおりとなっております。

それでは、議題に入ります。

次第の2　議題「東京婦人補導院・八王子少年鑑別所移転後用地の活用について」です。  
皆さんには、施設を実際に見学していただきましたので、ご意見などを後程お聞かせいただきたいと考えております。この議題につきましては、ただ単に「これが良い。こうしてほしい」といった要望だけでなく、必要性や効果などを踏まえた上で、委員のご意見をいただきたいと考えております。そのような議論が「スポーツ推進審議会」には求められていると考えているからです。

そのようなことを踏まえまして、まずは事務局からの説明を聞いていただきたいと思います。事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　別紙1をご覧ください。

「東京婦人補導院・八王子少年鑑別所移転後用地の活用について」ということで、今回3回目の御議論になります。先程会長からも話がありましたけれども、現地も御視察いただきましたので、その感想なども踏まえて御議論いただければと思っております。

まずは振り返りになります。項番の1です。「前回の議論に先立って整理した課題と検討の方向性」というところになります。前回の会議の時にお示しした内容になりますけれども、今この会議室がある甲の原体育館、ここの課題としまして駐車場の不足であるとか、他の体育館にはあるけれどもトレーニング室がないという特徴。プールはあるけれども、25メートルということで、大会をするには規模としてちょっといかがなものか、というところが課題なのかなということで載せさせていただいております。

これに対しまして、「検討の方向性」についてポイントとしては市民ニーズと経費。キーワードについてはその下の全部で6つです。キーワードを挙げさせていただいて、2つの方向性という事で、下の2つですね。今の施設の長寿命化、この体育館の長寿命化を図ることを基本としつつも、市民が安心してスポーツができる環境の整備を行っていく。それから、甲の原体育館の特性や状況を踏まえつつ、民間のノウハウも活用し、課題を解決するための機能を附加

する。ということで、前回の整理をしているところでございます。

次に、項番の2になります。今お示しをしました課題ですとか検討の方向性を踏まえまして、

前回御議論の際に皆様から頂戴したご意見を、4つの分類に分けてまとめていただきました。

課題の「駐車場用地としての確保」、それから「多目的に使える施設用地として確保」、それから「既存施設の再利用」ということで、今現在の婦人補導院の施設を使えるのではないかと、こういう使い方ができるのではないかと。それから「将来の甲の原体育館の建て替えを見据え、用地を広く確保」したほうが良いのではないかと。大きくこの4点にまとめていただきました。一つひとつは読み上げませんが、振り返りとして御確認していただければと思っております。

その次項番の3になります。ここは前回の会議にはなかった項目になりますが、前回7月の会議以降本日までの間に、地元の町会の方から12月12日付でこの隣の跡地について御要望を改めていただきました。そこでいただいた要望の要点になりますけれども、用地については市がしっかりと確保してほしい、というのをいただきました。2点目について駐車場の確保と体育館諸施設の拡充を地元も求めています。この2点については、ここまでのこの審議会の議論と同様だと思っております。あと3番目としましては、地元としましてはある意味当然なのかもしれないけれども、この跡地活用については地元の意見も聞いてください、ということでお話をいただいております。

続いて、4項番の方に入ります。4については審議会でも土地活用策骨子（案）として全部で5つの案をお示しして、基本的にはご了解をいただいた内容になります。これについても改めてお目通しいただければと思っております。

本日なんですけれども、先程に実際婦人補導院・少年鑑別所をご覧いただきましたので、まずはその感想など、どうだったかというあたり。それから今振り返った前回の委員さんのご意見が実際にモノを見て、その方向性で良いのではないかと、方向性、土地活用策、この5つの土地活用の骨子ですね、こちらの方が実際現地を見た中でそれにそぐうものであるのか、いや、見てみたら思っていたものとは違うというのか、色々あるかとは思いますが、そのあたりをまずご意見いただければと思います。

その上で、本日項番の5になりますけれども追加して議論していただきたい項目ということで、甲の原体育館はプールがあるということで、個人の利用がかなり多いという特徴がありますけれども、教室とか一般開放など個人利用者が多いという甲の原体育館の特徴をさらに高める機能として、どういったことが求められるのか、あれば良いのかというところの議論と、プールに関してここは25メートルのプールがあるんですが、大会を開ける50メートルのプールはない状況にあります。せっかく土地があるんだからという発想もあるかと思っておりますけれども、プールについていかがお考えになるのかというところについて、ご意見を賜ればと思っております。

資料について先にざっと説明してしまいますけれども、4ページになります。こちらはあくまでイメージになります。今日まで御議論いただきまして、事務局の方でまとめて、東京

婦人補導院・八王子少年鑑別所移転後用地を甲の原体育館拡張用地として活用するための意見書ということで審議会のほうでこういった使い方、活用策はいかがかという形で事務局で案を作っておりますけども、まとめをさせていただければなというこれはイメージ、目次になります。

次回は、この目次に多少なり肉づけしたものをお示しさせていただいて、また御議論をいただければというふうに思っております。今日のところは先程申し上げた通りのところになりますけども、実際現地を見ていただいて、今までの議論の方向性は間違っていなかったか、その上でちょっと追加の議論について2点お話しいただければというふうに考えております。説明は以上になります。

○梅澤会長 事務局の説明は終わりました。今お話があったとおり、これまでを振り返る視点と後段で今後について方向性をもうちょっと明らかにしていく話し合いをこれからしていきたいと思えます。

では、別紙1の1ページ目をご覧ください。

まずは1ページ目にある1番について、前回整理した課題と方向性についてまとめていただいております。これに御異議ございませんでしょうか。まずちょっとお目通しいただきまして。

四角の中の1番、課題ですね。及び2番検討の方向性ということで、これまでの議論をかなりコンパクトにまとめていただいております。

この方向性に御異議ございませんでしょうか。

○委 員 質問です。特にプールの件なのですが、スポーツ少年団の中に水泳をやっているグループがありまして、市の水泳連盟にも加盟しているのですが、やはり25メートルプールしかないので大会が出来なくて町田の方へ出かけているという話を聞きます。公式的な競技が出来ないと困っている。もし市の方で考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○梅澤会長 今、現状の課題の1番の3番目の点のところですね。いずれも25メートルプールで大きな大会に対応できないということ、事務局の方でもし御意見があれば。

○事務局 現在、市民体育大会としまして、法政大学さんの屋内の50メートルプールをお借りして年に1回開催しているような状況です。

○委 員 体育協会なんですけど、体育協会はもちろん水泳連盟も入っているんですけど、50メートルプールの要請はありません。結局今一番問題なのは、市民体育大会の水泳大会をどうするかということで、今法政大学を借りられていますので、これを上手に継続していただければ良いかなと。あとほかに3つプールがありますから、これを活用していただく。あと2つぐらいは屋外プールもあるはずなんです。距離的に乏しいという事はあるとは思いますが、そのためだけに体育館に50メートルプールをとというのは無理があると思うんです。というふ

うに体育協会では考えております。

○梅澤会長 ありがとうございます。

○委員 違う質問なんですけども、2の検討の方向性の中のキーワードというのがございますよね。「新しい施設は原則として整備しない」ということと「真に必要な施設は整備」というのはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○事務局 今日つけている資料で、公共施設マネジメント基本方針ですとか、公共施設等総合管理計画という大きな計画があるんですけども、この中で、これから少子高齢化が進んでいく中で、税収もなかなか増えない、当然人口が減っていくという話の中では、基本的には新しい施設は作らないというのが市の大きな考え方にはあります。そうはいつでも、時代の変化とともに求められるものが当然あるでしょう。そういう中で本当に必要なものについては整備をしていこうというのが、市の基本的な考え方の中にあるということです。

○委員 大きな考え方ということですね。

○事務局 そうです。

○事務局 こちらのお配りしました公共施設マネジメント基本方針のページをめくっていただいた「3 機能移転・統合によりサービスを充実」というところを簡単に説明させていただいたところであります。

○梅澤会長 ということは、新しい施設は原則として整備しないというのが前提としてあって、どうしても必要なものは整備しなくはないよ、ということですね。

○事務局 そうです。

○委員 方向性というか、エスフォルタの方は団体、大きな団体がメインになっている。それから富士森が団体競技、個人も使われていますけど。それで、甲の原体育館は個人利用を主体とするんですか。それともそういう風な考え方はしないんですか。それによって施設の作り方も違うと思います。

○事務局 そうですね。エスフォルタアリーナを作った時に、3つの体育館の整理、考え方の整理はされているところであります。ここの体育館の中は皆さんご存知でいらっしゃいますでしょうか。一番大きな第一体育室というのがあって、そこも大きいんですが観客席が非常に少なかったりとか、富士森体育館と比べたり、エスフォルタアリーナと比べると何分の

いくつという大きさになりますので、大会は開けるんだけどそんなに大きな大会は開けない、という意味で言うと、富士森よりもさらに小規模な大会しかできないのかなという。あとプールがあつたりという部分で個人の利用の方が多いというのが現在の特徴ですね。

先程もトレーニング室がないというのが課題であるとありましたけども、トレーニング室は今中高年の方の利用もかなりありますので、プールとトレーニング室があるとそれなりに相乗効果があつて、運動の機能的にはより良いものになっていきますので、そういう意味では個人利用を他の体育館にないプールを活用していくという意味では、結果的に個人利用が伸びていくのかなというふうに思っているところであります。

○委員 さっき感想がどうかという話が出ていましたけど、一番先に見たところ、地域で使っているっていう。私たち体育協会は去年あたりからシニア育成に力をシフトしています。シニアの方はたくさん場所がなくてもいいわけですから、ああいうところを利用して。できれば今ある体育館はそのまま残していただいて、端っこにあつたところを上手に活用すれば、私は直感ですけれどシニアの方達が集まることができるんじゃないかと。何を言っているのかというと、この部屋が実際、もとは会議室だったんです。上がいっぱいでなかなか使えないということで、私たちが依頼をしてこれを多目的室兼会議室に変えて。なぜかという、奥の方にある第三競技室が結構混んでまして、そこで1人か2人のダンスの人が取っちゃうんですね。そうすると30人も40人もいる団体が使えないと。何が公平なのか分かりませんが、本人に言わせれば、権利があるんだからとか言うんだと、貸す方にすれば貸す費用は同じだと。1人使おうと30人使おうと、入ってくる収入は同じだということだと思んですが、出来れば個人の人たちは個人の時間を上手に使ってこういう場所を使ったら良いじゃないかと思うんです。見てますと、その人たちはここを使ってますね。そうすると向こうが空くんで、向こうに団体が入れる。それでさっき言ったように、個人が流れる場所、そういうところを作っていただかないと、団体の方も困る。それから駐車場にしたらどうだろうという話があつたんですけども、個人の利用が多いっていう事はやっぱり不便だからなんで、今度駐車場が大きくなれば、便利になり、もっと使うと思うんですね。ですから、どうしてもあそこの跡地のところは皆さんの意見で大きな駐車場を作っていただきたいと思っていますね。総合的にバランス良く考えていくと、そういうことになります。

今あるプールはなるべく使って、まだあと25年くらい使えるわけですから。なるべくお金をかけないという方針のようなので。できたら、最初に出た部屋をちょっと改造すれば、かなり大きな部屋で、フローリングにすれば、仕切りを上手にするとシニアの人たちが集まった何かができるようなスペースにはなるかなと。新しい何かを作らなくても、お金をかけないであそこで何かができるなど、私が見ただけの話ですけど、今そんな風に感じましたね。

○事務局 仮に既存の建物を使うにしても、それがスポーツ、運動でこういう使い方ができるよっていうアイデアがあると私たちは助かるんですね。体育館は分かりやすいんですけども、そういう個別の建物がこういう使い方ができるんじゃないかっていうアイデアがあるとすごく助

かります。

○委員 シニアの方々はやっぱり運動に慣れていないので、体操とかストレッチとかヨガとか、そういう種目を増やしてそこでやる。そういうようなやり方もあるんです。競技はたくさんあると思うんですよね、シニア向けの。ジュニア向けの体育館はいっぱいある訳ですから、シニアが集まれるような場所のスペース。競技は今言ったような競技があります。

○事務局 ありがとうございます。

○梅澤会長 かなり具体的なところまでご意見を出して頂いてありがとうございます。改めて、1 ページのこの課題、検討の方向性というところに立ち返っていただくと、かなり具体論は出て来てはいるんですが、概ね外れてはいなさそうなところかなというところと、一つ違ったのは1 番の課題の3 目目の大会ができるようなプールが必要なかどうか、大学の施設等でなんとかなるんじゃないかという意見が、代替案として出たというところが、付け加えるべきところかなと思いますけれども。

○委員 長い期間かかるかもしれないけども、今大学がまた中心に戻りつつありますよね。そういった時にどこかの大学が空くんじじゃないかということがありますが、杏林大学があれだけ設備が良いのがあって、引き揚げちゃいましたよね。そういうことを考えますと、そういうのをこっちで取れるような方法もあるんじゃないかと。これは改修はいらないですよね。そういうのを調べて、念頭に入れておくもの必要んじゃないですかね。

○梅澤会長 ありがとうございます。今回のこの場所とは違いますけども、方向性、代替案としてですよね。

○委員 プールに関して良いですか。私はいろんなプールを使う大会を見たことが無いんですけど、もし年何回かの大会のために新しいプールを建設するっていうのは、予算的にたぶん無駄だと思いますので、先程の委員が言っていたように、各大学のプールが借りられるのなら、使える間はそちらを使っただいて、経費を節約するのが基本方針で私は良いと思いますけど。

○梅澤会長 ありがとうございます。では、1 ページ目のところをまとめさせていただくと、課題の3 番目ですね。大きなプールに対する要望というのは、さほど大きくはないという解釈でよろしいでしょうか。はい。それ以外は、この原案のとおりという形でご了承いただくということよろしいでしょうか。

はい、では特にご意見が無いということで、1 ページをおめくりいただきまして、2 ページの2 番にいきまして、ここで改めて確認をしたいと思います。前回昨年7 月に開催された際の皆様

からの御意見をまとめていただいたものであります。2 ページの中段下あたりまでですかね。カッコ1からカッコ4まで、概ね出た意見がまとまっているかと思いますがいかがでしょうか。これについて何かご質問等ありますでしょうか。

後程追加したい項目の審議がありますので、概ねこのような意見があったという事でよろしいでしょうか。

はい、ではこれは特に異議なしということで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、同じく2ページの3番のところになります。地元地域代表（町会長）からの要望書が届きました。その内容になります。質問やご意見等はいかがでしょうか。

これもおそらくこういう要望書が提出されましたという確認になるかと思いますが、これも御承知いただければと思います。

では、続きまして3ページのほうご覧ください。3ページ4番になります。スポーツ推進審議会からの土地活用の骨子についての案なんです、大きく5つに分けられております。これをちょっとお目通しいただきまして、ご意見をお願いしたいと思います。

おそらくここからの議論が、次回からの方向性を決める内容になるのかなと思われま。

○委員 今「多目的に使える広場や競技を特定しない運動施設の整備」ということを踏まえつつ、スポーツニーズに配慮した施設整備が必要だと思うんですけども、例えば場所の魅力っていうのを高める必要があると思っていて、スポーツエリアとしての魅力を高める時に、人のニーズ、スポーツニーズっていうのを配慮する必要があると思っていて、国の調査でやりたい種目として上がってくるのは、ウォーキングとかランニングとか、軽い体操とかですね。さっき話題になっていました水泳、プールですね。こういうのが個人のニーズがものすごく高いようです。プールもそうですが、スタジオとかトレーニング室の話がさっきでございましたけども、そういうものですか、あるいはウォーキングですとか、ちょっとした走路、スポーツ施設の中に走路を整備しているところも結構ありますけども、屋根つきの走路ですとかね。個別のニーズに対応するような形で施設を整備することが、スポーツ施設としての魅力を高めることになると思うので、ニーズに配慮した施設整備をやったほうが良いかなと思います。要するに今のこの施設に足りないものを新しく整備するのはどうですか、ということです。

○梅澤会長 ありがとうございます。先程から出ている個人利用の方が多い、あるいは個人で行う多様なスポーツのニーズが高まっている中で、そういうものに合わせる必要があるのではないかと。そうするとエリア自体の魅力アップになるということですね。そのエリアの魅力アップによって、スポーツ参加率が高まったりすることが、たぶんスポーツ審議会でも求めていることだと思うので。

場の整備によって市民がもっと運動するようになる。スポーツを好きになる力になる着地点かなという風に思います。

ちょっとお伺いしたいんですが、屋根付きの走路というのは例えば体育館の中をとか屋外に屋根を想定しているんですか。

○委員 それは両方ありますよね。屋外なんだけど屋根だけが出っ張っているというか。体育館は上の方を回るような。それが結構な規模なもののイメージなんですけども。そうすると例えばそこでトレーニングして走ってというセットで使うことができると思います。歩くとか、使い勝手はあると思うんですけども。

○梅澤会長 外でもタータンのもうちょっと厚いような、柔らかいいわゆるアスファルトじゃない場所を準備してというのを、最近よく見ると思うんですけども。つまり、先程から出ているシニアの方、人生100年時代になっているので、若者育成とやはり高齢者、両方に視点を当てる必要が今のニーズかと思うので、そうするとやはりただアスファルトをやみくもに歩かせるよりも柔らかくて子どもでもケガをしないし、高齢者の膝にも優しいという。そういうことが配慮なのかと。

○事務局 教えていただきたいんですが、屋外の屋根付きの施設というのはどこの施設ですか。ちょっと個人的にわからなかったので。体育館の中というのは富士森でもエスフォルタでもあるんですけども。屋外の屋根つきってどこにありますか。

○委員 例えばスタジアムの周りに簡単な屋根があったのを見たように覚えがあるんですけども、そういうある程度規模があるところに簡単な屋根があってそこを舗装路にしているというものがあります。海外でもそういうケースがあるのを見た覚えがあります。ドイツですか。

○梅澤会長 スタジアムなんかは階段がありますからね。日産スタジアムなんかそうですよ。

○事務局 そういうところですね。ありがとうございます。

○梅澤会長 では4番に立ち返りまして、今改めて付け加わったのが、2つ目のところのあえて反対の方ですね。やはりスポーツニーズに合わせた魅力的な場の設定もあわせて行った方が良くないかという、そういう視点ですね。

これは大枠の案なので今付け加えたものあたりでよろしいでしょうか。

はい。では次の5番の方に行きたいと思います。今日の議論を追加していくという項目になりますが、ここに2つ内容をお書きいただいております。1つは「教室や一般開放など個人利用

者が多いという特徴を高める機能の必要性」、また「甲の原体育館を含め市内にある3つの室内プールはいずれも25メートル」これについては先程から意見も出ておりますが、このあたりについて委員の皆様から追加で質問やご意見があればお伺いしたいと思います。

先程委員からは、一番最初に入った施設、たしかに天井は低いんですけども徒手体操的なものだったり、ヨガ的なもの、つまり用具を使わなければいかようにも使用可能かなというお話がありましたけども。あまりお金をかけずに、でも市民ニーズにあわせて場を拡大するという意味では、非常に画期的なご意見だったかなと思います。簡単なリフォームで使えますよね。

○委員 すみません。今ある建物をどういう形で八王子におろしてもらえるのでしょうか。向こうの方の今日の話だと、更地にして戻すというお話をしてましたよね。ということは、全部壊すわけですか。

○梅澤会長 更地にするかどうかはまだ決まっていないところです。たぶん更地にするにはお金がかかると思うので。

○委員 ということは、もしそのまま建物が残ってやる場合、八王子が必要なところは更地にする。ということはそちらにもお金がかかるし、また新たに造る時にもお金がかかるということですよね。

○梅澤会長 というたしか前回お話だったと思うんですが、改めて自分も・・・

○委員 どうなんでしょう。社宅なんかありますよね。あれはまずそんなに使わないものであれば、更地になりますよね。今他の委員がおっしゃった、今のフローリングの部屋、あれが必要であればそこだけ残すとか、そういったやり方っていうのはできるのでしょうか。こちらの要望で。それがすごく疑問なんです。

○梅澤会長 事務局何かお考えとか、あるいはその辺の情報があれば教えていただきたいんですが。

○事務局 法務省でどうするか決める問題ではなくて、今後財務省のほうに、所管替えをした時に、その後の土地をどう使うかっていうところで判断するということになってきます。一般競争入札で売ったりする場合は、更地にしてから交渉するのが一般的な基本的なルールといえます。ただ今回のところは建物存置で考えているというふうな情報が出ています。ただこの後は、実際に存置のままたぶん早めに移転して、早めに財務省が処分をしたいと考えているので、存置というのを考えているんですけども。ただ相手方が市になるのか、そうじゃないのかというところでも違ってくるので、そこはこの後具体的に、資産を使いたいですか、何に使いたいですか、またそういうことの中で、具体的に協議調整をしましょうというような状況です。

○委員　それがはっきりしないと、本当に残してよいものなのか、壊してよいものなのか、それで壊した場所をどう使うのか、そこまでたどり着かないと思うんですね。今色々なことを言ってますけれども、これは今ある建物をどうした上で、進行していきたいのかっていうのが見えないんですよ。

○委員　今ある体育館と、ちょっと話がどうなるか分からないけども、ああいうものをそのままという形でも良い訳でしょ。

○事務局　基本存置だと思います。国は。

○委員　宿舎などはいらないわけでしょう。話を聞いたら人が使えるような場所じゃないっていうんだから。

○委員　だけどそれを存置、そのままであるとすると処分するのはもしかすると八王子なわけですよ。ということはそれに財がかかるわけですよ。

○委員　でも、その費用も含んでの交渉だから・・・

○事務局　国が処分をしてからだと、その処分費が乗っかってこちらに来るわけですから。

○委員　じゃあこちらでやった方が良い・・・

○事務局　なのでどちらでもお金がかかります。それで大きな市の方針としては、新しいのは作らないよ、使えるものは使おうね、必要なものだけは作るよ、っていう話だと本当にそれが必要なのかという議論をそこでするのか、あるものを使おうというほうが良いのかという話ですね。先程見た体育館と最初に見た角の建物は残しても良いんじゃないかという、それはこの場でまだ決まったわけでもなく、オーソライズされたわけでもなく、個々の方のご意見だということですけども、そういう考え方ですよ。

○委員　今あるものをお金をかけずに使いたいから、これは残してあとは処分してくださいとか、動かしてくださいっていうのはそちらの方がやるわけだよ。

○事務局　例えば今いただいたシニア育成というのは、まさに高齢化とか言われる中では、たぶんマッチするキーワードだと思いますので。

○委員　世の中がシニアの時代なんだから、それに応ずるように施設を利用したいんだという・・・

○事務局　　そういう方々がこういうスポーツに対するニーズがあるんです、これが活用できます、あるいはこういう整備をした方が良いです、というふうに繋がっていくのかなと今感じました。

○梅澤会長　　健康寿命を延ばそうというのが、国を挙げてのプロジェクトなので。

○委　　員　　ちらほら聞いた中では、富士森体育館が冷暖房が入って、値上げはしてないんですけど、たしか28年様子を見て29年あたりから料金改正をしたいっていう話を私は前から聞いてますけど、いつなるか分かりませんが。そうした場合に今、会長が言われたように健康寿命を延ばすためには、市全体がお金の計算をしてくるわけですよ。税金を上げるだとか。お金を集めるためにね。スポーツのところで少しお金をかけてもらって、健康を維持すれば福祉の方にお金がかかからないんだからって少し違った話で。値上げをしちゃいけないとは言わないけど、こっちが頑張るんだから、シニアを頑張らせるんだから、市の方にお金をこっちに回せないか事務局言ってください。健康でいれば福祉はいらないんだから。年寄りが頑張ってもらように、方向づけるために、この土地がほしいって言ってください。

○事務局　　どういうことを目指していく、だからそのためにはこういうことが必要であって、それは必要性もあるし、緊急性もあるし、妥当性もあるし、市レベルの大きな考え方なんです。なので、理論構築的なところでいただいた意見を基に、ある程度方針決定をしていく。国と調整をするなかでもそのあたりが問われるということですね。

○委　　員　　先程も私はお話したんですけど、八王子という一つの地域は非常に広いんですね。そういう中で体育施設が総合的にどういうふうに地域に必要なのか。これもやはり意見としては入れていただきたい。駅から遠いからということだけじゃなくて、やっぱりこの地域にどういったものが必要なのかということがやはり大事な視点じゃないかなと思います。そういう意味でやっぱり由木の方には新しい運動施設が出来てほしい。でも由木の方になかなかこちら中野町の方が行くことはできないんですね。買い物一つとっても中野町の人をあきる野、あるいは日の出の方へ、実は私地元なものですから。

八王子も、津久井の方から高尾の方へ買い物に来るとか、そういうふうな思考がありますので。やはり八王子に総合的に、この地域にはこういった施設が必要だと。エスフォルタアリーナは今非常に都内からも来てくださってます。そういう意味で大きな施設が八王子に出来たという事で、非常に私どもも東京全体の会合の中で話が出てます。そういう意味で非常に良いんですが、この地域にとって、ここの甲の原体育館を中心としたこの施設は将来どうなのかと、こういうことはもう一つやはり考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思います。

○委　　員　　議論を追加していただきたい項目という事で、この施設の個人利用者が多いという特徴を高める機能というのを考えると、日頃たくさん体育施設を見ているんですけども、や

っぱりトレーニング室っていうのは発想が必要なんじゃないのかなと、それも筋力を強めるとかっていうことよりも有酸素系のウォーキングマシンだとかランニングマシンだとかいろいろあると思うんですが、そういったものを。冒頭事務局からもお話があったんですけども、そことプールの相乗効果って絶対あると思うんですよ。それによってこの施設の、この場所の魅力が高まるのかなと。それほど広い面積は必要ないと思うので。それはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○梅澤会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 今回の議論を伺って私もまったくそうだというふうに思ったんですけども、先程個人のニーズの話をしたんですけども、地域のニーズというのもすごくあって、それに応える施設整備が必要だと思うんですね。先程鑑別所の方のお話の中で、地域の集会所的な役割になっているという、やっぱりその地域にとってはなくてはならない施設に今の段階ではなっているわけで、そこがやっぱり重要なポイント、地域のニーズに応えるという。そういう風に考えると我々とかく運動する場の整備のことを一番に考える、もちろんそれはそうなんですけども、先程お話に出ていたような会議機能とか、研修機能とかいうところだと、今ある施設をそのまま使える可能性も深まるし、先程ほかの委員がおっしゃったような多目的室であれば、今はやりのヨガとか健康運動とか、健康運動みたいなものは全然問題なくできるわけで、そういうものを揃えるという方法もあると思うので。今ある研修機能とか会議機能とかそういうものを頭に入れておくというのも必要なのかなと思います。

○梅澤会長 おそらくその辺は、地域代表からの意見の3番目ともリンクするところかと思えます。やはり地元からの要望は見過ごすことができないので、この地域代表から出てくるであろうニーズに我々の意見を加えて、その多目的な部屋、集会機能等を持った部屋を準備する必要があるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

○委員 今回の意見なんですけども、確かに地域の方は大切だと思いますけども、スポーツ関係から言ったらやっぱりスポーツの施設を整備したいですね。隣にそのために市民センターがあるんですよ。市民センターというのは今何館あるんですか。

○事務局 18館です。

○委員 18館ですか。たまたま隣にあるんですね。みんなで寄合で話をするとか、会議をするとか、市民センターが機能を担う訳です。だから両方機能するようにすれば良いわけで、ここができるものをこっちに持ってくる必要はないです。

○梅澤会長 まあ、集会をしながら運動するとかね。そういう多様なニーズに応えるという。

○委員 さっきの直感的な話なんですけど、施設を壊さないでうまく使えないかという、今先生が言ったこともそこでやれば良い訳でしょ。そういう場所があれば。要するに結局場所が問題なんで。それを今中身の話をしていますけども、そういう器がないといけないので、あそこの中でうまくできないかなというのが私からの意見ですね。あと、トレーニング室も最初から話に出ていましたよね。必要だという事で。今言った話の中で他の委員が言ったけど、最近30分でやってるのがあるんですよね。アメリカから来てるんです、たしかね。スーパーマーケットの横にちょっとした機械があって、すごく利口で、高い機械は置かないんですよ。安いお金で、機械を安くして、30分ちょっとやって帰るという。それでもスポーツなんですよ。そういうのできるような形でも良いんじゃないかと思う。

○梅澤会長 ありがとうございます。総じてやっぱり健康とかスポーツの推進に、いかに意見を出せるか、いわゆる根拠を甲の原体育館にいかに意味づけるかというところがポイントになるのかなと思います。やはり健康寿命に向けてとか、大きな改築の必要なくたぶん出来そうな、ヨガであるとか徒手体操的なもの、スタジオ的なものの整備はやはり必要でしょうし、あるいはトレーニング室の話もありましたが、箱モノはそんなに変えずとも出来そうなものっていうことも考えらえると思うんです。その辺も市全体の予算に関わる根拠と合わせて今後検討していく必要があるのでは、ということ考えた議論だったと思います。

その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では事務局にですが、これまでの話し合いをもとに次回審議会に向けて内容をおまとめいただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは本件2の議題については以上とさせていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、3番です。その他に入りたいと思います。まずは、「富士森公園陸上競技場施設整備計画について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい、別紙2をご覧ください。「富士森公園陸上競技場施設整備計画について」になります。本日は議論いただくというよりも、こちらからの告知ということになります。

資料項番の1は、前回1年くらい前になってしまうんですけども、29年3月に行われた本審議会で「富士森陸上競技場整備について」皆様からいただいたご意見でございます。ここで改めて振り返るということで、こんなご意見をいただいたということでご確認いただければと思います。

今日はこの2番の課題のところになりますけども、来年度の予算から実際施設整備を始めていくんですが、新しい陸上競技場が出来上がった後の運営について、検討テーマということで利用形態ですね、開閉時間ですとか、どんな種目が出来たら良いかとか、使用料など、そういつ

たことについて裏面になりますけども、やはり地元の町会の方々、体育協会だったりレクリエーション協会、それから改修前の富士森の陸上競技場を使っていたサッカー協会、陸上競技協会、グラウンドゴルフ協会、そういった団体に対して、新しい陸上競技場をどういうふうに使っていきましようか、どういうふうにしたらよいでしょうかという、この審議会ではないんですけども、そういったことをちょっとご意見を集めていきたいなど。それで来月から早速、ざっくばらんな話し合いが出来ればということを始めていきます、という告知で今日はお話をお持ちしました。その意見を踏まえまして、こんな形でやっていきたいんだということをまとめたら、こちらの方の審議会に持ってくる、それで皆様の御意見を賜る、そんなことで考えています。説明は以上です。

○梅澤会長 事務局の説明は終わりました。事務局の今の説明にご質問等はございますか。

○委員 いつも思うんですけどね。富士森体育館が終わって、ちょうど帰る頃になると6時から7時の間ですね。今、バスが1時間に1本しかないんですよ。これを市が中心となって、そういった関係機関にお願いできないかという、要するに朝とか利用する時にそういう人たちに不便な思いをさせてしまう。この間、緑化フェアの時はひっきりなしにバスが通ってましたね。あの時は市民の皆さん喜んでいましたけど。体育館に来て、まちから来た人については帰る時非常に不便だということがありますよね。これはだから交通機関に交渉してみる必要があるんじゃないかと思います。利用者が多い時間帯の対策ですね。

○梅澤会長 ありがとうございます。表面1番のカッコ2の中黒3つ目に書いてありますね。ぜひ市としても、民間のバス会社等に要望を出していく必要があるということですね。

○委員 今のカッコ2のところ、バリアフリー仕様という言葉があるんですが、ぜひこれはお願いしたいというところです。それからその中で、あくまでも車いす等の選手が使う目線でのバリアフリー化、よく競技場で多いのは、メインのところには入っていけるけども、選手として例えば更衣であるとかシャワーであるとかそういったことをする時に、非常に不便を感じるという事が多いんですね。ですから選手が使う目での目線というか、そこら辺のところをポイントにしてというか、確認しながらバリアフリー化を進めていただければという、これはお願いになります。お願いします。

○梅澤会長 追加で2名の委員から意見がありました、また意見を伺った内容をこちらに再度落としてくださるということですね。今後またこの内容が我々の審議会に帰ってくるということを御理解・御承知いただけたら良いと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 3番目の・・・これは今日意見を言っても良い訳ですね。

○事務局 大丈夫です。

○委員 駐車場って、今緑化フェアの時に使ったバスが入った大きい所でしょ。今までもあそこは、市民体育大会等で使っていたんですけど、公園課の管理の駐車場なんですけど、たしかデニーズの横は財産課・・・違うところが持っていたんじゃないですか。

○事務局 そうですね。昔は、はい。

○委員 そうですね。あれはすごく利用価値があるので、体育館の方で管理をしたわけでしょう。あれと同じように、高校野球とかかなり大きい1,000人規模が集まる大会を市民体育館でやった時には、駐車場がいつもいっぱいなんですよね。満杯で入れないんです。その辺の調整をするには、一番良いのは施設管理課があそこの管理をさせていただくようにしていただくか、または公園課と上手に話をして、まあ公園課の方とすれば公園なんだから一般市民用にあの駐車場を開放したいというのは当たり前なので。でも年中あんなに大きな駐車場に入るほど、ものすごい大きいでしょ、あそこ。何台くらい入るの？200台くらい入りますか？

○事務局 そこまでではないと思います。

○委員 150台くらい？

○事務局 概ねその程度・・・

○委員 結構入りますよね。150台必要なほど公園に一般の人が来るかって言ったら、まずないと思うんですよ。大会の方も年中やっているわけではなくて、土日が被ってくるというだけなので、平日は一般の人が使えるようにして、すごく混みあう時の調整で、何とか抑えてもらわないと、交通事故も出てきますから。前に私が1回やったことがあるんです。いっぱい、警察からクレームがつかまして、西八から車がずーっと繋がっちゃったんです。早く開けてくれって言ったんですが、ダメで。8時30分に開けてくれって言ったんですが、9時からなんでダメって言って。西八の方までずっと繋がっちゃったんです。近隣の人から電話が入って、慌てて8時30分には開けるようになったんですが。それと同じように、車をものすごく使いますから。あそこのところはしっかり抑え込んで、施設管理課がなんとか言えるように、公園課ともっと話をして、いつも貸してくれとは言わないけど。ぜひ市民体育館を使う人たちのため、それから高校野球の人たちのためにも頑張っていたきたい。

○梅澤会長 一般の周辺道路を使う方のためでもありますね。

○委員 4番の新たな競技場の使用料の設定というところなんですけども、台町の老人会の方達とかも無料で色々使用されていたりとかするので、ただ色々な方向で受益者負担っていう

ことになってくると、どうしてもお金をつという事になってくるかと思っっているんですけども、そうすると全部使用料というのを払うようにするか、もしくは例えば休日大会とかがある場合はそこを借りられた場合には無理だと思うんですけども、そうじゃない例えば第一土曜日は無料開放、それも時間を区切ってでも良いんですけども。あと普通の曜日、平日ですよ。平日でも水曜日は無料開放しますよとか。そういうふうな形で、より利用しやすい、利用していただけるような方向の料金設定にさせていただけるとありがたいかなと思ったりしております。いろいろ調べてみたんですけども、稲城市の総合グラウンド等はそういう設定がしてあったんですね。なのでそういうことも出来ないわけではないんだと思いました。それと、注意としては、コンディションとか雪が今回みたいに降った時にはダメですよみたいなものは、早めにホームページでお知らせするとか、そんなことをしていただけると良いかなと思います。

○委員 地元の方から無料開放をしてくれと言ってくる。上柚木の方ではお金を取っていると。これは公平じゃないじゃないですかね。上柚木の人はお金を払うけど、こっちの人はタダだ、そんなおかしな話はなくて、やるなら向こうもタダにしてもらわないと。同じですから。向こうがお金取るなら、こっちも取るし。こっちが取らないなら、向こうも取らないという考え方になるんじゃないんですかね。それでもう一つ、都民体育大会なんだけど、いつも東京で優勝するようチームで、走ろう会っていうのがあって、それがあそこでトレーニングしているはずなんですよ。そういう人たちの救済を考えた場合に、たしかあのグラウンドを整備する時に外周を回れるようにタダで駆けられるようなところを作ってくれて言ったつもりでいるんですけどね。だから体操している人も、トイレの上の方に広場があって、あそこで体操が出来るわけですよ。だから中に無理やり入らなくても出来るわけです。外周の方はどうなっちゃったんですか。タダで走れるところ。中に入るとお金取るけど、入らなければ良いわけですよ。

○事務局 そうですね、公園ですから。

○委員 それを解消するためには、外を駆けられれば良いと思うんですけどね。この走ろう会を救ってあげたいんですね。この人たちはトレーニング、実際ただの遊びじゃなくやっているわけですから。こういう人達も頑張っていたかないと、都民体育大会で良い成績取れて市長に言われていますから。早い話が何年前に3位に入ったんですけど、八王子が東京都。色々祝賀会やっていますが、市長が毎回言うのは、東京都で3番になってくれと、少なくとも、大八王子なんだからと。それで市町村では11連覇でずっと勝っているけど、問題は東京都なんだと。東京都でポイントを取ってくるのは走ろう会なんです。これがそこでトレーニングをしているのに、これを救済しない手はないなと。地域の人だって、今まではっきり言って普通に考えて、この体育館使うのに私達はお金を払ってるわけだから、建物の中にはお金を払うけど、外使うならお金はタダだよというのは無いわけで、市の施設を使うのに、お金を払わないで使おうっていうことが、おかしいんです。向こうをタダにするか、こっちを有料にするかにしな

いと、良く知っている人はおかしいと思いますよ。不公平ですよ。

○梅澤会長 使用料について、受益者負担の資料をつけていただいているので、ちょっとご説明いただけますか。

○事務局 はい。この受益者負担の適正化に関する基本方針がお手元に冊子でいっていると思います。こちらになりますけども、平成 29 年 3 月に市全体としてまとめたものになります。開けていただいて 2 ページのところの「はじめに」って書いてあるところ、各施設の使用料、手数料について、税負担をする公費の負担と利用者が負担する受益者負担という言葉になりますけども、その考え方をまとめたのがこの冊子になります。基本的にこの考え方に基づいて、スポーツ施設を始め、各施設の使用料、手数料をオール八王子で今後見直していくという指針になるものになります。各施設の利用料、例えばこの部屋がいくらかだとか、そういう細かい話は別のところとして、今日は市の大きな考え方のところを概略として説明させていただきます。めくっていただいて 3 ページになります。基本的な考え方として一つ目「負担の公平性」ということで、こういう体育館、体育施設を利用する人が応分の対価を負担するというところで行政サービスを利用する、体育館を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保しましょうというのが一つ目の考え方です。

それから「算定方法の明確化」ということで、サービスにかかる経費を、使用料をいくりにするかという経費の基礎としまして、各施設、例えばこの会議室、同じ広さの会議室が隣の市民センターにあった場合、同じ広さの同じ会議室が同じ目的で使えるならば、同じ料金じゃないとおかしいよね、ということで算定方法を明確化して、不公平が生じないように共通の単価を用いましょう、ということなんです。

それから「受益者負担割合の設定」ということで、サービスの目的や性質に応じて利用者が負担する割合と公費で負担する割合とをあらかじめ設定しましょう。体育施設であれば税が何パーセントに対して利用料が何パーセントでしょう、という原則を決めます。

それから「効果的・効率的な行政サービスの提供」ということで、行政サービスに関わる経費、いくら維持するのにお金がかかるかが、使用料の基礎になりますので、市としては経費の削減に取り組むのはもちろん、利用者のニーズに合った施設、こういったことを提供してやっていきたいと思います、ということなんです。

それから、「定期的な見直し」ということで、4 ページになりますけども、1 回決めたらおしまいじゃなくて、今後は 5 年に 1 回程度のサイクルで使用料の見直しをしていきたいと思います、というのが大きな考え方になっていきます。

めくっていただいて、8 ページをご覧ください。今申し上げた例えば体育・運動施設であればこうだという割合のところですけども、それをまとめたのが中段から下段にあるその大きな表になります。運動施設については、右下の D のところですね。トレーニング室とかテニスコートについては D というので、やる人によって必要性が異なり、民間でも提供が可能な施設ということで、税での負担が 25 パーセント、利用者が 75 パーセント負担すべきだろうと。そ

れ以外の運動施設は、隣のCですね。体育室、体育館、プール、それから陸上競技場等ですね。こちらについては、人によって必要性が異なり、民間では提供が困難な施設ということで、税と使用料とが半々で、折半で持ったらよいんじゃないかというところになっています。

めくっていただいて9ページになります。じゃあ実際の算定方法はどうでしょうかというところの考え方ですね。こういう部屋貸しをする場合には、1平方メートル1時間あたりの単価を求めまして、それに時間とか面積をかけて計算しましょうと。逆にプールなんかみたいなものについては、1人当たりの単価、この元値を決めまして、それに対して割合をかけていくということで、計算方法の原則をこちらの方でお示しをしているということになります。

めくっていただいて11ページですね。先程も曜日や時間帯によってというような話がありましたけれども、顕著に、例えば土日だけがすごく使われるとか、夜間だけ使われるということがあれば、そこに割増料金ということもあるんだと思います。なので、それは決して否定はしないんだけど、原則は同一料金。この部屋を朝借りても夜借りても1,000円なら1,000円っていうのが基本的な発想です。ただそういうのが顕著な場合には、割増で1.5倍にしましょうっていうことも一応できます。あるいは、市外料金、市外利用者の取扱いということで、あくまで八王子市の施設になりますので、ここは市民と市外とで、例えばプールの利用で料金の差を設ける、そんなこともできないことはないですよ、というところになります。

続いて14ページになります。原則使用料を皆さんになんらかの形でご負担をいただくんですが、減額とか免除についても大きな考え方、ルールとしてここでオーソライズしています。

法律とかで減免することがあらかじめ規定されているもの、あるいは生活困窮者など特別な事情があって、そういった方については当然使用料を免除にしたり半額にしたりということ。それから中学生以下の施設使用料、土曜日とかこどもの日、これは学校が週休五日になった時の影響がまだ残っているところかと思えますけども、子ども達にも色々な施設を使ってもらおうということで、そういったところが減額・免除になっているというところがございます。

その他のところで、政策的に減免をする、例えば運動施設の場合こういうところが減免がふさわしいだろうというところがある場合には、市には条例という法律に準じたものと、規則というものがございます。その規則の中で、決めていきましょうという大きな考え方です。

最後15ページになります。先程言った、じゃあこの部屋を維持するのにいくらかかるだろう、というふうにはじいた金額が、今いただいているお金の5倍も6倍もなってしまうたら、それは消費税の値上げではないですけども、とてもじゃないけども払えないし、そんな負担はできないだろうということになりますので、激変緩和措置としまして、現行の料金の1.5倍を上限としましょうと。今1,000円であれば1,500円まで。仮に経費を抑える計算をしたところ2,000円本来はいただくべきところなのかもしれないけども、そこは1.5倍まで、1,500円までに止めましょう、というのが改定上限率ということになります。値上げになりますので、消費税の値上げ等、はいわかりましたと、すんなり聞き入れてもらえるかというのがあるんですけども、一応市の方で、運動施設に限らず隣の市民センター等もそうです、それから駅前のクリエイティブホールみtain文化施設もそうです、基本にご負担いただく料金については、この基本方針に基づいて各施設ともこの料金の改定をしていって、当然条例の改正だったりとかをす

ることになります。運動施設についても今年平成 30 年ですね、体育施設、屋内についても屋外についてもちょうど陸上競技場が新しい施設が出来ますので、今まではナイターの設備はありませんでしたので、夜間の料金設定もありませんでした。今度ナイターの設備もつきますので、夜間の料金設定をしなければなりません。そのため、屋外の運動施設も含めて今年、市の中でこの基本方針に基づいて料金を計算して案にまとめる、ということをしていくということでございます。

○梅澤会長　ありがとうございます。一応こういうガイドライン、方針があるということ踏まえて我々も理解する必要があるというふうに考えます。繰り返しますが、こちらはまた一度事前周知をかけて上がってきたものをこの審議会で御議論いただくということで、以上でこちらの話は締めたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、「市制 100 周年記念事業 ビジョンフォーラム スポーツ推進フォーラムの実施結果について」事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは別紙 3 の資料をご覧ください。

「市制 100 周年記念事業ビジョンフォーラム『スポーツ推進フォーラム』の実施結果について」ご報告いたします。市制 100 周年記念事業として行ったビジョンフォーラムの一つとして、「スポーツ推進フォーラム」を平成 29 年 8 月 19 日土曜日に八王子市芸術文化会館、いちようホールにて、NPO 法人八王子市体育協会のご協力のもと開催いたしました。当日の参加者は 413 名となっております。

このフォーラムは 2 部構成とし、まず、第一部では「スポーツがもたらす多面的効果」について、法政大学スポーツ健康学部教授の山本先生による基調講演が行われ、ルールを守り相手を尊重する姿勢やチームワーク、熱意などスポーツを通じて得られる効果についてお話されました。

続いて、第二部では、元女子バレーボール全日本代表の大林素子さんや、現在スポーツコメンテーターでシドニーオリンピック銅メダリストの田中雅美さんなど、八王子にゆかりのあるパネリストをお招きし、また、市内の中学生代表 2 名にも参加していただき、「スポーツで変わる！八王子の未来」と題し、パネルディスカッションを開催しました。

当日の様子につきましては、裏面を後ほどご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

○梅澤会長　はい、事務局からの説明は終わりました。何かご質問等ありますか。ご報告という事で御理解いただけたらと思います。

それ以外にこの場で取り上げるべき事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。以上で本日の案件は全て終了になりました。次回の審議会についてですが、3 月 16 日金曜日 19 時から富士森体育館の第 2・3 会議室で予定をよろしく願いいたします。以上で本日のスポーツ推進審議会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

【午後 5 時 22 分閉会】

---

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ推進審議会会長

八王子市スポーツ推進審議会委員